- 1 審査請求の件名差押処分取消等請求事件(令和3年審査請求第3号)
- 2 処分庁 豊田市長
- 3 事案の概要
- (1)本件は、豊田市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人が滞納している国民健康保険税等の徴収金を徴収するため、審査請求人が有する預金債権の差押処分(以下「本件処分」という。)を行ったことについて、処分庁に対し、その取消し等を求める事案である。
- (2) 処分庁は、令和3年4月23日付けで、審査請求人が滞納していた国民健康保険税及びその延滞金並びに市県民税及びその延滞金につき、審査請求人が第三債務者に対して有する普通預金債権に対し、本件処分を行い、同日付けで、審査請求人に対し、差押調書(謄本)を送付した。
- (3) 処分庁は、令和3年4月23日付けで、差押債権を取り立てた。
- (4)審査請求人は、令和3年6月30日付け(郵便消印日)で、審査庁である 豊田市長に対し、本件処分の取消し及び取り立てた金員の全額返還を求める 審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。
- 4 裁決の主文 本件審査請求を却下する。
- 5 裁決の理由
- (1) 本件処分の取消しを求める審査請求について
 - ア 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を主たる目的とするものである(第1条第1項)。

それゆえ、処分の法的効果が消滅し、審査請求の利益、すなわち処分の 取消しによって回復すべき法律上の利益が存在しなくなったときは、当該 処分の取消しを求める審査請求は不適法となり、却下すべきと解される。

イ 本件審査請求についてみるに、本件処分により差し押さえられた預金債権は、本件審査請求があった時点で取立てが終了しているため、本件処分はその目的を達しており、その法的効果は既に消滅していることになる。したがって、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は、法的効果が既に消滅した処分に対して行われたものであるため、審査請求の利益がなく、本件処分に係る違法性又は不当性の有無について判断するまでもなく、不適法として却下すべきである。

(2) 取り立てた金員の全額返還を求める審査請求について

法第46条第1項本文は、処分についての審査請求が理由がある場合、審査庁は「処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する」としていることからすると、処分についての審査請求において請求できるのは、処分の取消し又は変更に限られるというべきである。

そうすると、本件審査請求のうち、取り立てた金員全額の返還を求める部

分は、法が規定する審査請求の対象になり得ないもので、不適法として却下 すべきである。

6 審理等の経過

(1))	4月23日	審査請求に係る処分
\ ' '		T / 1 Z O H	田且明からかるだり

(2) 6月30日 審査請求

(3)7月12日審理員の指名(4)4年2月1日審理員による審理の終結(5)2月16日審理員意見書の提出(却下するのが相当)

3月 9日 裁決 (6)

> ※本件審査請求は不適法であり、却下する場合(第6号)に該当するため、 法第43条第1項による豊田市行政不服審査会への諮問を行わなかっ た。

> > 以上